

## 大和市保健福祉センター食堂運営業務に係るプロポーザル評価要領

### 1 目的

この要領は、大和市保健福祉センター食堂運営業務に係るプロポーザル評価委員会において参加者の評価にあたり、進め方や基準等、必要事項を定めるものである。

### 2 選考方法

参加申込書を提出した事業者等（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションを受け、最も魅力ある食堂運営が期待できる参加者を選考するものとする。

### 3 説明時間

1 参加者の説明時間は、15分以内とする。なお、事前に周知したプレゼンテーションの開始時間に予告もなく10分以上遅刻した場合は、辞退したものとみなす。

### 4 説明方法

参加者は大和市保健福祉センター食堂運営業務の企画提案書に沿って説明することとする。なお、その方法は問わないものとし、その説明にかかる一切の準備や費用については、参加者側で負担しなければならない。

### 5 採点方法

採点方法は、「大和市保健福祉センター食堂運営業務評価表」にもとづき250点満点（50点×5委員）で行うものとする。なお、最低基準点は合計150点とし、これに到達しない場合には、候補者として選定しないこととする。

### 6 最優秀提案者の決定

「大和市保健福祉センター食堂運営業務評価表」を用いた採点の結果、最高点を得た参加者を最優秀提案者と決定し、契約交渉に入ることとする。ただし、最高点を得た参加者が2者以上いた場合、同評価表の①本事業を行うにあたっての運営方針、②運営体制及び業務の進行管理、人員配置等及び⑥PRポイントでの得点を加味しながら、評価委員会で協議し、最優秀提案者を決定する。次点候補者の場合も同様とする。なお、最優秀提案者のプレゼンテーションが実態と乖離していることが判明したときは、次点候補者に契約交渉権が移るものとする。

### 7 結果の通知

選考結果については、市で指定した期日までに、結果を郵送で通知する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、評価委員会が評価結果を健康福祉総務課に報告した時点でその効力を失う。